



# 広報あやせ

主な記事

- ②介護保険制度改正
- ③健康だより
- ④27年度施政方針要旨▶
- ⑤27年度当初予算



## 3世代が集い、活力あるまちへ 住宅取得・リフォームに補助

早めの手続きを



相談してください。  
さまざまな世代が集い、交流することで、まちに活力やにぎわいが生まれまします。綾瀬で生き生きと豊かに暮らしてみませんか。  
同課。

ず、必ず契約の前に都市整備課(☎70・5632)へ

定住人口の増加やバランスの取れた人口構成の実現と地域社会の活性化を目指して「三世代ファミリー定住支援事業」を開始します。同事業は、出産予定を含む中学生以下の子どもがいる子世帯と親世帯が市内で同居か別に居住するための住宅取得・リフォーム費用の一部を補助するものです。補助の種類は①住宅取得補助②リフォーム工事補助③定住補助の3種類です。条件や補助金額は、表のとおりです。

補助金交付決定後、3年以上、市内で同居するか親子世帯ともに市内に住むことが必須条件の一つです(3年未満で別居が転出した場合には補助金要返還)。来年3月21日までに住宅取得やリフォーム工事が完了し、3世代の世帯全員が、市内に居住することも条件になりますので、早めに手続きをしてください。住宅の取得やリフォーム工事には、高額の費用がかかりますので、補助事業の該当の適否を自分で判断せ



| 補助区分      | 共通条件  | 個別条件  | 補助金額  |
|-----------|---|---|---|
| 住宅取得補助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子世帯が中学生以下の子どもの同居している(出産予定も可)</li> <li>・来年3月21日までに3世代世帯全員が市内に居住する</li> <li>・補助金の交付決定後、3世代世帯全員が3年以上定住する</li> <li>・4月1日以降に契約した住宅が工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●同居などの要件</li> <li>・市外に居住している子・親世帯が市内同居か市内で別に居住する場合</li> <li>・子・親世帯のいずれかが市外に居住している世帯が市内同居か市内で別に居住する場合</li> <li>●その他の要件</li> <li>・新築、建て替え、購入などにより取得する住宅(相続、贈与などによるものは除く)</li> </ul>                                    | 住宅取得の売買契約金額が工事請負契約金額(いずれも消費税と地方消費税相当額を除く)のうち<br><br><b>70万円</b>  |
| リフォーム工事補助 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●同居などの要件</li> <li>・子・親世帯のいずれかが市外に居住している世帯が工事後は市内同居する場合</li> <li>●その他の要件</li> <li>・同居するために既存住宅に行う次のいずれかの工事</li> <li>①修繕・増築・模様替え</li> <li>②住宅の機能向上のための補修・改造</li> <li>③設備改善</li> <li>・市内に本社(本店)を置く法人・個人が行う工事</li> </ul> | 消費税と地方消費税相当額を除いた請負金額が100万円以上の工事のうち<br><br><b>50万円</b>            |
| 定住補助      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得補助の対象となった住宅で、子・親世帯が市内同居か市内で別に居住していること</li> </ul>  | 住宅取得後に支払った固定資産税、都市計画税のうち、 <b>年限度額10万円×3年</b> (限度額に満たない場合は千円未満切り捨て)  |

## みんなで作るまち「ミニあやせ」

子ども実行委員 大人スタッフ募集



みんなでつくりあげるまちです。

「こんなまちにしたい」「こんなお店があったらいいな」「店長になりたい」「子どもと一緒に参加したい」「子どもたちが頑張りを応援したい」など、ミニあやせに興味のある方は参加してみませんか。

▼子ども実行委員  
対象 市内在住の小学生4年生〜中学生 ▼定員多数

▼大人スタッフ  
対象 市内在住・在勤・在学の高中生以上の方 ▼定員▽会議に参加する人30人程度▽当日スタッフ多数

【会議の開催予定】  
5月9日(土)・30日(土)、6月13日(土)、7月5日(日)・25日(土)、8月2日(日)・29日(土)のいずれも9時30分〜12時まで、8月2日は16時まで。全7回(4月24日まで(大人の当日スタッフは随時)に青少年課☎70・5655。

8月8日(土)・9日(日)開催予定のこの「ミニあやせ」の企画、運営などを行う子ども実行委員と子どもたちをサポートする大人スタッフを募集します。

ミニあやせ事業は、子どもたちがまちづくりの疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性や協調性、創造性を育み、社会への参加や社会の仕組みについて学ぶものです。

子ども実行委員は、まちのルールをつくり、商店や会社をはじめ、ハローワークや税務署、銀行、市役所、警察署など、まちの仕組みを決めます。大人スタッフは子どもたちの主体性を尊重しながら、子どもたちのまちづくりを手伝います。

ミニあやせは、子どもたちが考え、楽しみながら、



公共

